三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字川東林甲二〇一五の一、甲二〇二五、甲二〇二六、字八幡平甲六一七の二、甲六一八の二、甲六一八の三、甲六一九の二、甲六二〇の一から甲六二〇の五まで、字孟子沢甲六の二、甲六の一一、甲六の一二、字洲合舘乙一七九一の一、乙一七九一の二、乙一七九二から乙一八〇六まで、字天狗田乙一八一四、字蛇喰乙一六三〇の一五、乙一六三〇の一七、乙一六三〇の一八、乙一六三〇の二二、乙一六三〇の三三、乙一六三〇の三四、乙一六三〇の四〇、乙一六五〇、乙一六五一の一、乙一六五一の二、乙一六五一の四、乙一六五一の五、乙一六五二、乙一六五五
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十年五月十五日
農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島県河沼郡会津坂下町大字塔寺字上ノ山二五二九、二六二九の八、二六三四の一、字松原二八〇〇、二八〇一、二八〇四、二八〇五、二八〇八、二八〇九、二八一二、二八一三、二八一六、二八一七、二八二〇、二八二一、二八二四、二八二五、二八二八、二八二九、二八三四、二八三五、二八四〇、二八四一の一、二八四二、字上ノ堤二六三八の口、二六三九の一、二六三九の二、字大門一四六九の二、一四七一、大字長井字舘越二九一三、二九一三の三、二九一八、二九一九、二九二二の二、字横峯四〇一二から四〇一四まで、四〇一五の戊、四〇一六の一、四〇一六の六、四〇一七、大字東松字七十苅乙三一九、乙三二一から乙三二六まで、乙三六九、字外手乙五四の五、字隘へ乙一一二、乙一一三、字天屋四、大字坂本字木ノ根坂甲一四〇五の三、甲一四〇五の一一、甲一四〇五の六五、甲一四〇五の七五、甲一四一六の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び会津坂下町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十年五月十五日
農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
兵庫県宍粟市山崎町上牧谷字高下六一六の五〇
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十年五月十五日
農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
兵庫県宍粟市山崎町上ノ字川原山口九六六の三二から九六六の三七まで、字小阪一一〇の一から一一〇の四まで、一一一〇の一、一一一〇の二、一一一〇の一七
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成三十年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。
平成三十年五月十五日
国土交通大臣　石井　啓一

一　小井谷
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県吉野郡十津川村大字杉清
二五〇番　一号から九号まで
二四四番一　十号から二十一号まで

○国土交通省告示第六百六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成三十年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
平成三十年五月十五日
国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大猷院沢
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を平成二十七年国土交通省告示第九百三十八号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱五号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
栃木県日光市安川町
二二七二番　一号から四号まで、十号、十一号及び十五号
二二七五番二　五号から九号まで
栃木県日光市山内
二三〇六番　十二号から十四号まで

○国土交通省告示第六百六十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成三十年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
平成三十年五月十五日
国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
竜光院沢
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
栃木県日光市安川町
二二七五番二　一号から十九号まで及び二十九号から四十九号まで
栃木県日光市山内
二二七〇番一　二十号から二十八号まで